

公益財団法人加藤山崎教育基金  
**第 18 回（令和 8 年度）加藤山崎修学支援金 募集要項**

**教育関係費の支援を特に必要とする家庭の  
 学習に意欲的または成績優秀な児童・生徒へ奨学金を給付します**

1. 応募資格 次の1-1から1-4のすべてに該当する者

- 1-1. 日本国内の学校(国公立・私立を問わない)に在学する小学4、5、6年生、中学生、高校生  
 (中高一貫校および義務教育学校も応募可能。ただし、特別支援校、養護学校、高等専門学校、専修学校は除く。)
- 1-2. 前年度の全履修科目の評定値の平均が2.7以上、5段階評価でない場合はそれに準ずる成績の者
- 1-3. 学習に意欲的または成績優秀で品行方正である者
- 1-4. 学校長が推薦する者(1校につき3名まで応募可能)  
 (義務教育学校に関しては小学校課程：4学年～6学年および中学校課程から各3名まで、中高一貫校に関しては中学校課程および高校課程から各3名まで応募可能。)

\* 他団体等の奨学金を受給していても応募可能です。当財団の加藤山崎奨学金との併願は可能ですが、採用の場合はどちらか一方になります。

\* 世帯の年間所得は200万円未満を目安とします。選考は願書内容や成績・家族構成等も考慮して行いますので、所得目安は給付を保障するものではありません。また、世帯所得が目安を上回っていても応募は可能です。

\* 推薦の際、校内選考時に生じうる諸事への対処は、各学校の責任において行ってください。

2. 修学支援金の使途

- 2-1. 学業に関する費用（授業料、学用品等）  
 2-2. 学校生活を送るのに必要となる費用（給食費、修学旅行費等）

3. 修学支援金の給付期間および給付額

給付期間	採用時に在学する学校/課程を卒業するまでの期間（最大3年間）		
給付額 (返還不要)	小学生	中学生	高校生
	年額 5万円	年額 5～7万円 <sup>※1</sup>	年額 5～10万円 <sup>※1</sup>

※1 給付額は選考委員会で申請内容を精査し、全体の応募状況等も考慮しながら総合的に決定します。

4. 応募方法

**学校担当者**が、当財団HP内の『**KYEFオンライン申請システム** (<https://www.kyef.or.jp/entry>)』から応募してください。推薦理由等を**申請システム**に入力し、必要書類は**PDF形式ファイル**を登録してください。

- \* 保護者や児童・生徒が直接応募することはできません。
- \* 申請に関する詳細は、別紙『オンライン申請について』をご参照ください。
- \* 郵送・メール・FAXでの応募は受け付けておりません。

■ **必要書類** ■

書類	準備・作成者	内容
願書(保護者用) <sup>※2</sup>	保護者	3ページ「応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）」の1および2参照
願書(児童・生徒用) <sup>※2</sup>	児童・生徒	
申請承諾書 <sup>※2</sup>	学校長 (学校担当者)	募集要項を確認の上、学校長が記名押印 (記名は自筆・パソコン入力のいずれでも可)
前年度の成績を証明する書類	学校担当者 もしくは保護者	成績証明書・通知表・指導要録など、 <b>前年度</b> の全履修科目の成績がわかるもの (例：中学1年生の場合は、小学6年時の成績)
収入や控除に関する書類	保護者および 保護者勤務先	3ページ「応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）」の別表参照 * 世帯により必要な書類が異なります。

※2 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp>) からダウンロードしてください。

5. 採用予定人数  
約 200 名

6. 応募期間

**令和8年5月7日(木) ～ 6月19日(金) 17:00 (オンライン申請受付時間)**

\* 理由の如何に関わらず、締切時間を過ぎてからの応募はお受けできません。

7. 選考方法

申請内容に基づき、選考委員会で選考の上、理事会にて決定します。

8. 選考結果通知および修学支援金の給付

8-1. 8月末までに、**学校宛**に選考結果を書面で通知します。

8-2. 修学支援金は、原則として選考結果通知後に、**卒業までの給付総額を一括して**、学校長宛に送金します。(学校管理の預貯金口座への振込 または 普通為替証書での送金となります。)

8-3. 学校長の責任において、本人に給付してください。原則として、毎年1回、年額ごとの給付をお願いします。

\* 詳細は、給付決定後に配布される『給付説明資料』をご参照下さい。

\* 選考内容に関する問い合わせには、一切応じられません。

9. 贈呈式

10月～11月に開催を予定しています。

\* 採用された児童・生徒の中から数名を招待する予定です。招待する児童・生徒には、学校を通して事前に招待状をお送りします。

10. 報告

給付期間中の毎年1回(2～3月)、学校長および本人の『報告書』(指定様式)を、学校を通して当財団宛に提出していただきます。尚、報告書未提出の学校は、翌年度以降の応募を受け付けませんのでご注意ください。

11. 提出書類の取り扱いについて

提出書類は、一定期間保管した後、破棄します。

12. 個人情報の取り扱いについて

提出書類に記載された情報は、選考作業、選考結果の通知、贈呈式等の各種行事の案内、その他本事業に関する業務のために使用します。

■ 問い合わせ先 ■

〒157-0067 東京都世田谷区喜多見1-18-6

公益財団法人加藤山崎教育基金 事務局

TEL: 03-3417-2231 FAX: 03-3417-2236

受付時間: 9:30～12:00、13:00～17:00 (土日祝日を除く)

URL: <https://www.kyef.or.jp/>

E-mail: [info@kyef.or.jp](mailto:info@kyef.or.jp)



**第 18 回（令和 8 年度）加藤山崎修学支援金  
応募書類の作成について（児童生徒・保護者用）**

児童生徒・保護者の方は、以下の書類を準備し、学校の担当者へ提出してください  
(学校から加藤山崎教育基金への応募締め切りは、令和8年6月19日(金)17:00 です)

1. 願書（保護者用）※1

保護者の**自筆**でお願いします。

内容および字数 : 修学支援金を希望する理由。700文字以内

: 修学支援金の使途。200文字以内

2. 願書（児童・生徒用）※1

児童・生徒本人の**自筆**でお願いします。(電子化しますので濃くはつきりと記入してください。)

2-1. 内容 : 将来やりたいこと、目標、勉学にどのように励んでいるか、応募した理由等。

2-2. 字数 : 小学生800字程度、中学生1,200字程度、高校生1,600字程度。

※1 当財団のHP (<https://www.kyef.or.jp/>) からダウンロードしてください。

3. 所得・控除に関する証明書類

世帯により必要な書類が異なります。別表を確認の上、該当書類を提出してください。

**別表**

生活保護を受給していない世帯	すべての世帯 *就学者を除く <u>生計を一つにする家族全員分</u> を提出してください。  *無職などの収入がない方、年金受給者、予備校生も提出が必要です。	令和7年1月～令和7年12月の所得が確認できる書類（下記1～3のいずれか1点）  1. 令和8年度所得証明書 2. 令和8年度課税証明書/非課税証明書 3. 令和8年度特別徴収税額の決定・変更通知書  ※ 1、2は、自治体で取得できます。発行開始日は自治体により異なりますので、お住まいの自治体を確認ください。  ※ <b>源泉徴収票は不可</b>
	給与・公的年金以外の収入がある世帯 (自営業、不動産所得、配当等)	令和7年分の確定申告書の控え
	令和7年と令和8年で年間収入に変更が見込まれる世帯 (就職・転職・退職等)	年間収入(見込)額記載書 該当者が複数いる場合は、該当する人数分の提出が必要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等
生活保護を受給している世帯	すべての世帯	生活保護決定通知書または生活保護受給証明書 *収入に関する証明書の提出は不要です。
	障害のある人がいる世帯 (本人を含む)	身体障害者手帳(写) 精神障害者保険福祉手帳(写) 療育手帳(写) 等

\* (写) の記載のない証明書類も、写しの提出でも問題ありません。